

書画計港湾港別紋

— 軽易な変更 —

平成 28 年 3 月

管理者港湾港別紋
市別紋

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成11年10月紋別港地方港湾審議会
- ・平成11年11月港湾審議会第170回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成17年 3月紋別港地方港湾審議会
- ・平成18年11月紋別港地方港湾審議会
- ・平成26年 3月紋別港地方港湾審議会

の議を経た紋別港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

変 更 理 由 目 次

変更理由	1
1 小型船だまり計画	2

変 更 理 由

小型船の
を変更する。

1. 小型船の効率的な利用を図るため、港町地区において、小型船だまり計画を変更する。

港町地区

第2船だまり

西物揚場

東物揚場

南物揚場

埠頭用地

既 設

西岸壁

東岸壁

南岸壁

埠頭用地

1. 小型船だまり計画

小型船の効率的な利用を図るため、以下の施設について計画を変更する。

港町地区

第2 船だまり

西物揚場	水深4 m	延長3 1 2 m	[既設の変更計画]
東物揚場	水深4 m	延長2 7 0 m	(既設)
南物揚場	水深4 m	延長1 0 0 m	(既設)
埠頭用地	2 h a		(既設)

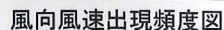
既 設

西岸壁	水深4. 5 m	延長3 1 2 m
東物揚場	水深4 m	延長2 7 0 m
南物揚場	水深4 m	延長1 0 0 m
埠頭用地	2 h a	

オホーツク海



港町地区



潮位圖

自昭和30年12月1日
至平成23年12月31日
観測場所：
紋別市弁天町1丁目

凡 例

	航路・泊地(既 設)
 	防 波 堤 (既定計画) (既 設)
 	公 共 岸 壁 (既定計画) (既 設)
 	公 共 物 揚 場 (今回計画) (既 設)
 	埠 頭 用 地 (既定計画) (既 設)
	交通機能用地 (臨港道路) (既 設)
 	その他の用地 (既定計画) (既 設)